

丹波市スポーツ推進委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、丹波市スポーツ推進委員に関する規則（平成23年3月29日丹波市規則第30号）に定める委員の一部を公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の委員数)

第2条 公募による委員の定数は9人以内とする。

(委員の任期と報酬)

第3条 委員の任期は市長が任命した日から令和10年3月31日までとし、条例に基づき報酬及び費用弁償を支払う。

(応募資格)

第4条 委員に応募できる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 丹波市に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者で、令和8年4月1日現在の満年齢が18歳以上の者。
- (2) 市民のスポーツ活動促進に関心を持ち、平日夜間及び休日の活動に自力で出席できる者。
- (3) 丹波市議会議員及び、丹波市職員を除く。

(応募方法)

第5条 委員に応募しようとする者は、「丹波市スポーツ推進委員応募用紙」を定められた期日までにまちづくり部文化・スポーツ課まで持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

(応募受付期間)

第6条 令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）午後4時30分必着とする。

2 郵送の場合においても、期限までに所定の場所に必着とする。

(選考方法及び結果通知)

第7条 提出された書類審査と面談により公募委員選考審査会で決定し、選考結果は応募者全員に文書にて通知する。

(事務局)

第8条 委員公募に関する庶務は、まちづくり部文化・スポーツ課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。